

# 学校法人松柏学院倉吉北高等学校情報公開規程

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人松柏学院倉吉北高等学校（以下「学校」という。）が保有する情報の公開及び開示に関して必要な事項を定めることにより、学校の運営及び教育等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすことを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程で掲げる用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「公開」とは、学校が有する情報を容易に閲覧できるような方法で公表することをいう。
- (2)「開示」とは、この規定に定める開示請求手続きに基づき、開示を請求したものに対して情報を示すことをいう。
- (3)「文書」とは、学校の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、学校の役員又は職員が組織的に用いるものとして、学校が保有しているものをいう。

## (社会一般への情報公開)

第3条 学校は、次の事項に掲げる情報（以下「情報公開」という。）を、刊行物への掲載又はホームページ等を通じて広く社会に公開する。

- (1) 学校の基本的情報
- (2) 経営および財務に関する情報
- (3) 監査に関する情報
- (4) 教育活動に関する情報
- (5) 評価に関する情報
- (6) コンプライアンス等に関する情報
- (7) 生徒の活動に関する情報
- (8) 公費の助成に関する情報
- (9) 情報公開に関する情報
- (10) その他社会一般に公開することを理事長が承認した情報

## (情報の開示)

第4条 学校は、次の各号の利害関係人から開示請求があったときは、第8条に掲げる不開示情報に該当する場合を除き、当該各号に定める情報を開示するものとする。

- (1) 生徒、保護者、職員、債権者等学校との間で法律上の権利義務を有するもの  
当該年度を含めて過去5か年の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書
  - (2) 職員  
理事会、評議員会、職員会議の議事録の本文のうち、当該人に関する部分
- 2 前項に規定する情報以外に、理事会が開示することを承認した情報について開示することができる。

## (開示請求手続)

第5条 前条の規定による開示の請求者は、開示請求書（様式第1号）に必要事項を記入し、本人確認書を添えて、学校に提出して行わなければならない。また、代理人による申請の場合は、委任状を提出しなければならない。

- 2 学校は、開示請求書に不備があると認めるときは、開示の請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、学校は、開示の請求者に補正の参考となる事項を提供することができる。

- 3 学校は、前項の補正が正当な理由なく行われなときは、開示の請求者に対し、開示請求に係る情報を開示しないことができる。
- 4 本条に示す開示請求は、学校の執務時間内に行わなければならない。

(開示の決定)

- 第6条 開示請求があったときは、校長が、当該請求の対象となる情報の全部若しくは一部を開示、又は不開示等（以下「開示等」という。）を決定するものとする。
- 2 校長は、前条の開示請求を受け付けた日から30日以内に、文書により請求者に通知する。
  - 3 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、校長は、開示請求者に対し、延長理由及び延長期間を、決定期間延長通知書（様式第2号）により通知する。
  - 4 校長は、開示請求者に、情報開示決定通知書（様式第3号）、情報部分開示決定通知書（様式第4号）、情報不開示決定通知書（様式第5号）、情報開示請求拒否決定通知書（様式第6号）又は情報不存在決定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。
  - 5 校長は、開示請求に係る情報が著しく大量であるため、第2項及び第3項で定める期間内に開示等を決定できないときは、これらの規定にかかわらず当該請求の対象となる情報のうちの相当の部分につき規定期間内に開示等を決定し、残りの情報については相当の期間内に開示等を決定することができる。この場合において、校長は、第2項に規定する期間内に、開示請求者に対し、決定期間特例延長通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

(開示の方法)

- 第7条 開示は閲覧、写しの交付又は視聴により行い、閲覧及び視聴の際は係員を立ち合わせるものとする。
- 2 閲覧及び視聴は、学校が指定する日時及び場所において行わなければならない。
  - 3 写しの交付は、第11条に示す情報開示費用を徴収し、物品を供与することで実施する。
  - 4 文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、スライドについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況を勘案して決定する。
  - 5 閲覧又は視聴の方法により開示することが、当該文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、写しの交付により開示を行うことができる。

(不開示情報)

- 第8条 開示請求に係る情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合は、当該情報を不開示とする。
- (1) 個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
    - ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
    - イ 役員及び職員の職の名称及び氏名（当該役員及び職員の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報を除く。）並びに当該職務の内容
  - (2) 学校以外の法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報。
  - (3) 学校の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、学校以外の法人その他の団体との信頼関係が損なわれるおそれ及び当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

(部分開示)

- 第9条 校長は、開示の決定をした情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報の部分を容易に除くことができるときは、開示請求者に対し、不開示情報を除いて開示する。この場

合、校長は、不開示部分及び理由等を開示請求者に書面により通知する。

(情報の存否)

第10条 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

- (1) 特定の個人の病歴に関する情報その他個人に関する情報が含まれる情報の開示請求があった場合で、当該情報が存在しているか否かを答えるだけで、当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあるとき。
- (2) 特定の法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる情報の開示請求があった場合で、当該情報が存在しているか否かを答えるだけで、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が侵害されるおそれがあるとき。
- (3) 人の生命、身体、財産、地位又は生活の保護、犯罪の予防又は捜査その他の情報が含まれる情報の開示請求があった場合で、当該情報が存在しているか否かを答えるだけで、公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報を開示することとなるとき。
- (4) 特定の試験の出題内容に関する情報その他の監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報が含まれる情報の開示請求があった場合で、当該情報が存在しているか否かを答えるだけで、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 前各号に規定する場合のほか、情報の存否の事実により特定の情報の存在が明らかになる開示請求があった場合で、当該情報が存在しているか否かを答えるだけで、非不開示情報を開示することとなるとき。

(費用負担)

第11条 第7条の開示の方法により開示を受けた開示請求者は、開示に要する費用を負担するものとする。

- 2 前項の費用については、理事長が別紙1に定める。

(異議の申立て)

第12条 開示の決定又は開示請求に係る不作為について不服がある開示請求者は開示決定等を知った日の翌日から起算して60日以内に、学校に対し、所定の様式(様式第9号)により異議の申立てをすることができる。

- 2 学校は、異議の申立てがあったときは、審査の上、異議申し立てを受理した日から学校が定める休日を除く30日以内にその結果を文書により回答する。

(情報開示審査会)

第13条 前条の審査は、情報開示審査会(以下「審査会」という。)を設けて行うものとし、審査会は、次の委員で構成する。

- (1) 理事長
  - (2) 校長
  - (3) 事務長
  - (4) 理事長の指名する外部有識者 若干名
- 2 審査会の委員長は理事長をもって充てる。

(情報の管理)

第14条 学校は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、情報を適正に管理しなければならない。

(実施細則)

第15条 財務に関する情報開示については、別に定める学校法人松柏学院情報公開規程細則による。

- 2 この規程に定めるほか、この規程の実施のため必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年2月21日改正し、平成30年2月21日から実施する。